

剰余金処分案

		(単位：円)
I.	当期末処分剰余金	2, 169, 721, 777
II.	任意積立金取崩額	
	1. 事業施設積立金	761, 500, 000
	2. 組合員施設積立金	26, 500, 000
	合 計	788, 000, 000
		2, 957, 721, 777
III.	剰余金処分額	
	1. 法定準備金	257, 000, 000
	2. 利用分量割戻金	544, 659, 429
	3. 出資配当金	9, 248, 090
	4. 任意積立金	
	(1) 社会貢献支援積立金	27, 000, 000
	(2) 事業施設積立金	1, 317, 000, 000
	(3) 事業危機対応積立金	415, 000, 000
	(4) 食と農振興積立金	16, 500, 000
		2, 586, 407, 519
IV.	次期繰越剰余金	371, 314, 258

剰余金処分案に関する注記

1. 法定準備金

法定準備金は、消費生活協同組合法第五十一条の四第 1 項及び当組法定款第 75 条の規定にしたがい 257, 000, 000 円を積み増します。

2. 利用分量割戻金

利用分量割戻金は、2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日の対象利用額（但し、パルシステム手数料、利用事業、チケット、カンパ、共済掛金、電気使用料などを除く）に対して 0.2% に業績状況を考慮した 0.8% を加え 1.0% の割合とし、第 22 回通常総代会当日（6 月 15 日）に在籍している組合員が対象となります。なお、利用分量割戻金額に消費税額（8%、10%）を加算し請求書上で商品代金と振替えます。

3. 出資配当金

2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日の出資額に対して年 0.1% とし、第 22 回通常総代会当日（6 月 15 日）に在籍している組合員が対象となります。なお、配当金については源泉所得税（20%）ならびに復興特別所得税（0.42%）を控除した後、全額出資金に振替えます。

4. 任意積立金

(1) 社会貢献支援積立金

社会貢献支援積立金は、地域の諸活動への活動支援、東日本大震災の被災地への支援金、特定非営利活動法人の活動支援等に係わる支出、社会貢献に係る支援の準備金などとして積み立てます。

(2) 事業施設積立金

事業施設積立金は、配送センター及び附属設備ならびに福祉事業施設の新設・修繕・移転等の準備金として、積み増します。

(3) 事業危機対応積立金

事業危機対応積立金は、近年増加傾向にある自然災害等に備え、被災時の対応費用を積み増します。

(4) 食と農振興積立金

食と農振興積立金は日本の農業の発展、食の安全・安心、食料自給力の向上を共に目指す、産地、メーカー、NPO 法人等の振興を目的として費用を積み立てます。

5. 次期繰越剰余金に含まれている教育事業等繰越金の額

次期繰越剰余金には、消費生活協同組合法第五十一条の四第 4 項に規定する教育事業等繰越金 88, 000, 000 円が含まれています。

6. 組合員施設積立金について

これまで組合員活動・地域拠点（施設）を開設する際の支出や拠点の維持管理費用に備えるため積立を行っていた同積立金について、地域コミュニティ政策に基づき拠点整備を進め、3か所の設置を行うことができたため、その役割を果たしと考え、いったん全額を取崩しあらたに積立は行いません。